

事業費補助金調査票(表)

補助金名	雇用促進奨励金
------	---------

担当課	経済部 商工課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	05	01	01	10 - 10
事業名	雇用促進奨励金交付事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	7,459	千円
R1 予算額	7,735	千円
H30 決算額	5,253	千円
H29 決算額	7,459	千円
H28 決算額	7,788	千円
H27 決算額	7,554	千円
H26 決算額	8,062	千円

事業の趣旨・目的	高年齢者(55歳～65歳)や障がい者・母子家庭の母・父子家庭の父等の比較的就職が困難な人の雇用機会の拡大を図るため、雇用した事業主に対し、賃金額の一部を奨励金として交付する。			補助対象者	【補助対象者】							
	開始年度	平成 6 年度			下記の人を雇用した事業主に対し、賃金等の一部を奨励金として交付する。 ①高年齢者(55歳～65歳) ②障がい者・重度障がい者 ③母子家庭の母・父子家庭の父口 ④心身障がい労働能力が無い夫の配偶者 ⑤定年再雇用者(60歳以上の定めがある事業所) ※①～④は職業安定所の紹介で雇用したもの。							
根拠法令等	(市)成田市雇用促進奨励金交付規則			経費	【補助対象経費】							
留意事項	交付期間12ヶ月(重度障がい者は18ヶ月)				・賃金額							
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			補助率	【補助率】							
		金額	件数		割合	・月17千円(重度障がい者は22千円)						
	全体事業費	5,253				【国県等の補助率】						
	うち市補助金	5,253	23		100.0%	市単独補助事業のため、国県等の補助なし						
	うち国補助	0			0.0%	【近隣自治体の補助率】						
うち県補助	0		0.0%	・佐倉市:賃金額の50%(限度額(月額):20,000円) (重度障がい者の場合は、限度額25,000円)								
自己負担	0		0.0%	・松戸市:賃金額の30%(限度額(月額):20,000円) ・流山市:賃金額の30%(限度額(月額):15,000円)								
				成果指標	成果指標: 交付事業所							
					(単位:事業所数)							
					<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>25</td> </tr> </table>	年度	数値	平成30年度	23	平成29年度	29	平成28年度
年度	数値											
平成30年度	23											
平成29年度	29											
平成28年度	25											

事業費補助金調査票(裏)

項目		課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興, 雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「商工業が活力をもたらすまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	市内事業所が積極的に高齢者等を雇い入れることができる環境づくりを目的とした本事業は、市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	はい	本事業は、雇用人数に応じた単価を設けて奨励金を交付しているものである。近隣自治体と比較し、交付対象者、交付期間等の交付水準は高いが、市内高齢者等の雇用の安定を図るため、今後も交付水準を維持していく必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付事業所数 H28:25事業所 H29:29事業所 H30:23事業所
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	交付事業所数は減少傾向にあるものの、例年一定の交付実績があり、市内高齢者等の雇用の安定に寄与している。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない認められる経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	本事業は、高齢者、障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父、心身障がい労働能力のない夫の配偶者、定年再雇用者の比較的就職が困難な方を雇用した事業主に対し、賞金額の一部を奨励金として交付するものである。 交付事業所数は減少傾向にあるものの、例年一定の交付実績があり、雇用機会の拡大に寄与していることから、今後も継続して補助事業を実施する。		